

令和9年度において特惠適用除外措置の適用基準に該当する品目

① 部分適用除外措置(部分卒業)

関税率表の 番号等	輸入統計 品目番号	品名概要	原産国	基本 税率	WTO協定 税率	特惠 税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
該当品目なし									

② 国別・品目別特惠適用除外措置(除外期間:R9.4.1～R12.3.31)

関税率表の 番号等	輸入統計 品目番号	品名概要	原産国	基本 税率	WTO協定 税率	特惠 税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
1211.90	1211.90-500	ルイボス	南アフリカ	5%	3%	無税	農林水産省	農産局果樹・茶グループ	03-6744-2512
44.18	-	木製建具及び建築用木工品	フィリピン	無税～ 20%	無税～6%	無税～ 3.6%	農林水産省	林野庁木材利用課 木材貿易対策室	03-3502-8063

※特惠適用除外措置に関する一般的な質問については、財務省関税局関税課企画第2係(03-3581-4786)までお問い合わせ下さい。